

トリアゾロ「一・五」a」ピリジン「二・イ」シクロプロパンカルボキシアミド（別名フィルゴチニブ）、その塩類及びそれらの製剤
 三十六の三、三十六の四十九（略）
 三十七、五十五の二十四（略）
 五十五の二十五、臭化「一・a」mbor「三・R」一「三・R」一「三・R」一「シクロペンチル」ヒドロキシ（フェニル）アセチル「オキシ」一「二・エトキシ」一「二・オキシエチル」一「メチルピロリジニウム（別名ソフピロリジニウム臭化物）及びその製剤。ただし、一g中に臭化「一・a」mbor「三・R」一「三・R」一「シクロペンチル」ヒドロキシ（フェニル）アセチル「オキシ」一「二・エトキシ」一「二・オキシエチル」一「メチルピロリジニウム」50mg以下を含有するゲル剤を除く。
 五十五の二十六（略）
 五十六、五十九の六（略）
 五十九の七、セツキシマブ、サロタロカンナトリウム及びその製剤
 五十九の八、五十九の十四（略）
 六十、七十九（略）
 七十九の二、N「一・七」ヒドロキシ「五・二」フェニルエチル「二・二・四」トリアゾロ「一・五」a」ピリジン「一・八」カルボニルグリシン（別名エナロデユスタツト）及びその製剤
 七十九の三、七十九の四（略）
 八十三の三、六（略）
 八十三の七、二「四」三「S」一「ピベリジン」三「イ」フェニル「二・H」インダゾール「七・カルボキシアミド」一「四」メチルベンゼンスルホン酸塩（別名ニラパリプトシル酸塩）及びその製剤
 八十三の八、八十三の十二（略）
 八十四、百三十六（略）

三十六の二、三十六の四十八、三十七、五十五の二十四（略）
 （新設）
 五十五の二十五（略）
 五十六、五十九の六（略）
 （新設）
 五十九の七、五十九の十三、六十、七十九（略）
 （新設）
 七十九の二、七十九の三、八十三の六（略）
 （新設）
 八十三の七、八十三の十一、八十四、百三十六（略）

<p>別表第五（第二百二十八条の十関係） 医薬品 一、百十二（略） 百十三、セツキシマブ、サロタロカンナトリウム及びその製剤 百十四、百五十二（略） 百五十三、二「四」三「S」一「ピベリジン」三「イ」フェニル「二・H」インダゾール「七・カルボキシアミド」一「四」メチルベンゼンスルホン酸塩（別名ニラパリプトシル酸塩）及びその製剤 百五十四、百九十八（略）</p>	<p>別表第五（第二百二十八条の十関係） 医薬品 一、百十二（略） （新設） 百十三、百五十一（略） （新設） 百五十二、百九十六（略）</p>				
<p>附則 この省令は、公布の日から施行する。 ○環境省令第二十二号 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第三項の規定に基づき、瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和二年九月二十五日 環境大臣 小泉進次郎 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十一号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 1153 566 1624"> <p>（事前評価等を要しない場合） 第七条の二 法第八条第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 次のいずれにも該当すること。 イ（略） ロ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理後の汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関する</p> </td> <td data-bbox="343 1624 566 2094"> <p>（事前評価等を要しない場合） 第七条の二 法第八条第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 次のいずれにも該当すること。 イ（略） ロ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>（事前評価等を要しない場合） 第七条の二 法第八条第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 次のいずれにも該当すること。 イ（略） ロ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理後の汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関する</p>	<p>（事前評価等を要しない場合） 第七条の二 法第八条第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 次のいずれにも該当すること。 イ（略） ロ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている</p>
改正後	改正前				
<p>（事前評価等を要しない場合） 第七条の二 法第八条第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 次のいずれにも該当すること。 イ（略） ロ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理後の汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関する</p>	<p>（事前評価等を要しない場合） 第七条の二 法第八条第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 次のいずれにも該当すること。 イ（略） ロ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている</p>				

るものに限る。)の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量が増大しないこと。

事項に関するものに限る。)の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量(処理後の汚水等に係るものに限る。)が増大しないこと。

- ハ (略)
- 二・三 (略)
- 四 次のいずれにも該当すること。
- イ 第二号イに掲げること。
- ロ 排水水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用されていない水又は事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚染状態が悪化しないものに供された水のみを排出する排水口の位置若しくは数又は排出先を変更すること(当該排水口以外の排水口について排水の排出の方法に変更がない場合に限る。)

- ハ (略)
- 二・三 (略)
- (新規)

附則
この省令は、公布の日から施行する。

告

示

○金融庁告示第四十五号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(令和二年政令第二百八十六号)の施行に伴い、中小企業等経営強化法施行令第十五条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める件(平成二十四年金融庁告示第六十四号)の一部を次のように改正し、同令の施行の日(令和二年十月一日)から適用する。

令和二年九月二十五日

金融庁長官 水見野良三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(題名を含む)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>【題名】中小企業等経営強化法施行令 第十六条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める告示</p>	<p>【題名を付す。】 中小企業等経営強化法施行令第十五条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関は、次に掲げる金融機関とする。 【一〇二十 同上】</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○金融庁告示第四十六号

北海道財務局長が、保険業法(平成七年法律第五号)第二百七十二条の二十六第一項第三号の規定により、令和二年九月十七日、ライフエイド少額短期保険株式会社に対し、令和二年十月十二日から令和三年四月十一日までの間、業務の一部の停止を命じたので、同法第二百七十四条第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

金融庁長官 水見野良三

令和二年九月二十五日
業務の一部の停止の範囲
少額短期保険業に係る全ての業務(当局が契約者保護の観点から必要とされる業務として個別に認められたものを除く。)

○総務省告示第二百七十五号

地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の三第十項の規定に基づき、令和二年度地方債計画(令和二年総務省告示第二百二十八号)の全部を次のように改正する。

令和二年九月二十五日

総務大臣 武田 良太

令和二年度地方債計画
(通常収支分)

(単位：億円、%)

項 目	令和二年度 計画額(A)	令和元年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)× 100
一 一般事業債等	16,195	16,627	△432	△2.6
1 公共事業債等	4,778	6,084	△1,306	△21.5
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	1,110	1,140	△30	△2.5
3 公共住宅建設事業	1,766	955	△811	△45.9
4 災害復旧事業	3,327	3,402	△75	△2.2
5 教育・福祉施設等整備事業	1,223	1,256	△33	△2.5
(1) 学校施設等	373	383	△10	△2.5
(2) 社会福祉施設等	639	656	△17	△2.5
(3) 一般廃棄物処理等	552	567	△15	△2.5
(4) 一般補助施設等	540	540	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	26,807	25,415	1,392	5.5
6 一般単独事業債等	2,605	2,113	△492	△23.3
(1) 地域活性化	690	690	0	0.0
(2) 地域防災	871	871	0	0.0
(3) 防災対策	3,221	3,221	0	0.0
(4) 地方道特例	6,200	6,200	0	0.0
(5) 日合防災	5,000	5,000	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	4,320	4,320	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	3,000	3,000	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	900	—	900	0.0
(9) 緊急災害対策推進	5,210	5,210	0	0.0
7 辺地及び過疎地対策	510	510	0	0.0
(1) 辺地対策	4,700	4,700	0	0.0